

自己点検シート

事業所名：

連絡先：TEL

—

—

記入日：令和

年

月

日

記入者職氏名：役職

氏名

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
I 基本方針					
1 基本方針	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっていますか。	基準第59条	☐	☐	☐
【予】	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	(予防基準第62条)	☐	☐	☐
	指定居宅サービスの提供に当たって、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めていますか。	基準第3条 (予防基準第3条)	☐	☐	☐
II 人員基準					
2 看護師等の員数 【訪問看護ステーション】	看護職員（保健師、看護師又は准看護師）は、常勤換算方法で2.5人以上で、そのうち1人は常勤となっていますか。 → 次の数値を記載してください。 ①常勤職員の1ヶ月の通常勤務すべき時間（時間/月） ②常勤専従職員の人数（人） ③非常勤・非専従看護職員の1ヶ月の勤務時間合計（時間/月） ④③÷①＋②の値（小数点以下第2位切捨）（ ） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、実情に応じた適当数を配置していますか。	基準第60条 (予防基準第63条)	☐	☐	☐
2 看護師等の員数 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスの指定を併せて受けている場合】	※訪問看護事業所が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業が訪問看護事業所と同一の事業所で一体的に運営されている場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員基準を満たしていますか。 ※訪問看護事業所が指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業が訪問看護事業所と同一の事業所で一体的に運営されている場合は、指定複合型サービスの人員基準を満たしていますか。	基準第60条	☐	☐	☐
3 管理者	管理者は訪問看護ステーション業務に専ら従事している常勤の保健師又は看護師ですか。 また、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験がありますか。 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 (管理業務に支障はないですか。他の職種等との兼務している時間帯も、当該訪問看護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じていませんか。事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該訪問看護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けられることができる体制となっていますか。) → 次の事項について記載してください。 ・兼務の有無（有・無） ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名（ ） ・同一の事業者によって設置された他事業所と兼務している場合は、兼務している全ての事業所名、サービス種類、職種名、1週間あたりの勤務時間数 事業所名：（ ）（ ） サービス種類：（ ）（ ） 職種名：（ ）（ ） 勤務時間：（ ）（ ） 管理者は適切な訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者ですか。 (医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験がありますか。)	基準第61条 (予防基準第64条)	☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐

(注)別紙(参考様式1)「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を作成のうえ添付してください。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
Ⅲ 設備基準					
4 設備及び備品等 【訪問看護ステーション】	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室が設けられ、必要な備品等を備えていますか。 ※同一敷地内に他の事業所がある場合は、必要な広さを有する専用の区画を設けることで差し支えありません。 利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。 特に、感染症予防に必要な設備等に配慮していますか。	基準第62条 (予防基準第65条)	☐	☐	☐
設備及び備品等 【医療機関】	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、必要な備品等を備えていますか。	基準第62条 (予防基準第65条)	☐	☐	☐
Ⅳ 運営基準					
5 内容及び手続の説明及び同意	訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。 ※下記の重要事項が全て記載されていますか。 □運営規程の概要 □看護師等の勤務体制 □事故発生時の対応 □苦情処理の体制 □その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項 ※従業者の員数は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、「〇人以上」と記載することも差し支えない。	基準第74条：第8条準用 (予防基準第74条：第49条の2準用)	☐	☐	☐
6 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否したことはありませんか。 (提供を拒むことのできる正当な理由) ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し自ら適切な訪問看護を提供することが困難な場合	基準第74条：第9条準用 (予防基準第74条：第49条の3準用)	☐	☐	☐
7 サービス提供困難時の対応	サービス提供が困難な場合には、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の事業者の紹介等の必要な措置を速やかに講じていますか。	基準第63条 (予防基準第66条)	☐	☐	☐
8 受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を配慮していますか。	基準第74条：第11条準用 (予防基準第74条：第49条の5準用)	☐	☐	☐
9 要介護(要支援)認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。 要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	基準第74条：第12条準用 (予防基準第74条：第49条の6準用)	☐	☐	☐
10 心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	基準第74条：第13条準用 (予防基準第74条：第49条の7準用)	☐	☐	☐
11 居宅介護支援事業者等との連携	訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めていますか。 訪問看護の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	基準第64条 (予防基準第67条)	☐	☐	☐
12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	基準第74条：第15条準用 (予防基準第74条：第49条の9準用)	☐	☐	☐
13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護を提供していますか。	基準第74条：第16条準用 (予防基準第74条：第49条の10準用)	☐	☐	☐
14 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	基準第74条：第17条準用 (予防基準第74条：第49条の11準用)	☐	☐	☐
15 身分を証する書類の携行	看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは提示するよう指導していますか。	基準第74条：第18条準用 (予防基準第74条：第49条の12準用)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
16 サービスの提供の記録	訪問看護を提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。 (必要な事項) ・ サービス提供日 ・ 具体的なサービス内容 ・ 利用者の心身の状況 ・ 提供者の氏名 等	基準第74条: 第19条準用 (予防基準第74条: 第49条の13準用)	☐	☐	☐
	訪問看護を提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供していますか。		☐	☐	☐
17 利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	基準第66条 (予防基準第69条)	☐	☐	☐
	法定代理受領サービスに該当しない訪問看護を提供した場合の利用料及び居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく給付の間に、不合理な差額を生じさせていませんか。		☐	☐	☐
	利用者の選定により通常の事業の実施地域外で訪問看護を行う場合、それに要した交通費の額以外の支払いを受けていませんか。		☐	☐	☐
	あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。	法第41条第8項 (法第53条第7項: 第41条第8項準用)	☐	☐	☐
	領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	施行規則第65条(施行規則第85条: 第65条準用)	☐	☐	☐
18 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。	基準第74条: 第21条準用 (予防基準第74条: 第50条の2準用)	☐	☐	☐
			☐	☐	☐
19 訪問看護の基本取扱方針	訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定して計画的に行われていますか。また、介護予防訪問看護は利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	基準第67条 (予防基準第75条)	☐	☐	☐
	訪問看護事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		☐	☐	☐
20 (介護予防訪問看護の基本取扱方針)	サービス提供にあたり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること等により、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるよう適切な働きかけに努めていますか。	(予防基準第75条)	☐	☐	☐
21 訪問看護の具体的取扱方針	訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。	基準第68条 (予防基準第76条)	☐	☐	☐
	訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項を理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。		☐	☐	☐
	サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。		☐	☐	☐
	前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		☐	☐	☐
	また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行っていますか。その具体的な内容について記録していますか。		☐	☐	☐
	訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってこれを行っていますか。		☐	☐	☐
	利用者の病状、心身の状況及びその置かれた環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切な指導を行っていますか。 特殊な看護等(広く一般に認められていない看護等)を行っていませんか。		☐	☐	☐
22 (介護予防訪問看護の具体的取扱方針)	サービス提供開始時からサービス提供が終了するまでに、少なくとも1回はモニタリングを行い、モニタリングの結果を踏まえつつ、介護予防訪問看護報告書を作成し、介護予防支援事業者に報告していますか。また、報告書を主治の医師に定期的に提出していますか。	(予防基準第76条)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
23 主治の医師との関係	管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、看護師等の監督等必要な管理を行っていますか。	基準第69条 (予防基準第77条)	☐	☐	☐
	訪問看護の提供の開始に際し、主治医の指示を文書で受領していますか。		☐	☐	☐
	定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出し、訪問看護の提供に当たって主治医と密接な連携を図っていますか。		☐	☐	☐
24 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	看護師等(准看護師を除く)は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成していますか。	基準第70条 (予防基準第76条)	☐	☐	☐
	訪問看護計画書は居宅サービス計画等に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。		☐	☐	☐
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものも含め看護師等が訪問看護の内容を一体的に記載するとともに、訪問看護報告書には訪問日や主な内容を記載することに加え、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付していますか。		☐	☐	☐
	訪問看護計画書の主要な事項について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	訪問看護計画書を利用者に交付していますか。		☐	☐	☐
	訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。		☐	☐	☐
	管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。		☐	☐	☐
	居宅介護支援事業所から訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問看護計画を提供することに協力するよう努めていますか。		☐	☐	☐
25 同居家族に対する訪問看護の禁止	看護師等は、同居家族である利用者に対して訪問看護を提供していませんか。	基準第71条 (予防基準第70条)	☐	☐	☐
26 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ①正当な理由なしに訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準第74条:第26条準用 (予防基準第74条:第50条の3準用)	☐	☐	☐
27 緊急時等の対応	利用者の病状の急変など、緊急時には速やかな主治医への連絡など必要な措置を講じていますか。	基準第72条 (予防基準第71条)	☐	☐	☐
28 管理者の責務	管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。 また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	基準第74条:第52条準用 (予防基準第74条:第52条準用)	☐	☐	☐
29 運営規程	訪問看護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 □事業の目的及び運営の方針 □従業者の職種、員数及び職務内容※1 □営業日及び営業時間 □訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 □通常の事業の実施地域 □緊急時等における対応方法 □虐待の防止のための措置に関する事項※2 □その他運営に関する重要事項	基準第73条 (予防基準第72条)	☐	☐	☐
	※1 従業者の員数は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 ※2 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。				
30 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切な訪問看護を提供できるよう事業所ごとに勤務の体制(日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等)を定めていますか。	基準第74条:第30条準用 (予防基準第74条:第53条の2準用)	☐	☐	☐
	当該事業所の看護師等によってサービスを提供していますか。		☐	☐	☐
	看護師等の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。		☐	☐	☐
	職場におけるハラスメントの防止のため、事業主は以下の措置を講じていますか。 ＜事業主が講ずべき措置の具体的内容＞ 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
	①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知啓発すること。		☐	☐	☐
	②相談(苦情を含む。以下同じ)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定め、従業員へ周知すること。		☐	☐	☐
	＜事業主が講じることが望ましい取組＞ 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例としては以下のとおりである。 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) ③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)		☐	☐	☐
31 業務継続計画の策定等	感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して訪問看護の提供を受けられるよう、訪問看護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、看護師等に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施していますか。	基準第74条:第30条の2準用(予防基準第74条:第53条の2の2準用)	☐	☐	☐
	業務継続計画には、以下の項目等を記載していますか。 ●感染症に係る業務継続計画 ①平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) ②初動対応 ③感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ●災害に係る業務継続計画 ①平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) ②緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) ③他施設及び地域との連携 ●研修 (年1回以上+新規採用時)		☐	☐	☐
	感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしていますか。 また、研修の実施内容についても記録していますか。 ※感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。		☐	☐	☐
	●訓練(シミュレーション) (年1回以上)		☐	☐	☐
	感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施していますか。 ※感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ※訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		☐	☐	☐
32 衛生管理等	訪問看護師等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	基準第74条:第31条準用(予防基準第74条:第53条の3準用)	☐	☐	☐
	設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。		☐	☐	☐
	感染症の予防及びまん延の防止のために、次の措置を講じていますか。 ☐ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置と開催(おおむね6月に1回以上) ☐ 感染対策を担当する者の配置 ☐ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定 ☐ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施(それぞれ年1回以上)		☐	☐	☐
	感染対策を担当する者の設置について、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任していますか。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
	指針に次の項目は記載されていますか。 ①平常時の対策 事業所内の衛生管理(環境の整備等), ケアにかかる感染対策(手洗い, 標準的な予防策)等 ②発生時の対応 発生状況の把握, 感染拡大の防止, 医療機関や保健所, 市町村における事業所関係課等の関係機関との連携, 行政等への報告等 ※また, 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し, 明記しておくことも必要である。 ※「介護現場における感染対策の手引き」参照。		☐	☐	☐
33 掲示	事業所の見やすい場所に, 運営規程の概要や従業者(看護師等)の勤務の体制, その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者, 利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。	基準第74条: 第32条準用 (予防基準第74条: 第53条の4準用) 施行規則第51条の14	☐	☐	☐
※令和7年4月1日より義務化	原則として, 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 (ウェブサイトとは, 法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。)		☐	☐	☐
34 秘密保持等	従業者が正当な理由なく, 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	基準第74条: 第33条準用 (予防基準第74条: 第53条の5準用)	☐	☐	☐
	従業者であった者が, 正当な理由なく, その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 (秘密保持誓約書や就業規則に「退職後も」秘密を漏らさない旨の記載はありませんか。)		☐	☐	☐
	サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は, 書面により同意を得ていますか。		☐	☐	☐
35 広告	広告をする場合は, 内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	基準第74条: 第34条準用 (予防基準第74条: 第53条の6準用)	☐	☐	☐
36 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して, 利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として, 金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準第74条: 第35条準用 (予防基準第74条: 第53条の7準用)	☐	☐	☐
37 苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。 また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し, 指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数 : (月 件程度) 苦情相談窓口の設置 : (有 ・ 無) 相談窓口担当者 : ()	基準第74条: 第36条準用 (予防基準第74条: 第53条の8準用)	☐	☐	☐
	苦情相談を受けたことがある場合, 苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		☐	☐	☐
	苦情相談を受けたことがない場合, 苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしていますか。		☐	☐	☐
	苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上の取組を行っていますか。		☐	☐	☐
	自ら提供した訪問看護に関し, 法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。		☐	☐	☐
	利用者からの苦情に関して市町村又は国保連が行う調査に協力するとともに, 市町村又は国保連から指導又は助言を受けた場合においては, 当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		☐	☐	☐
	市町村又は国保連からの求めがあった場合には, 改善の内容を市町村に報告していますか。		☐	☐	☐
38 地域との連携等	事業の運営に当たっては, 提供サービスに関する利用者からの苦情に関して, 市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	基準第74条: 第36条の2準用 (予防基準第74条: 第53条の9準用)	☐	☐	☐
	訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問看護を提供する場合には, 当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問看護の提供を行うよう努めていますか。		☐	☐	☐
39 事故発生時の対応	事故が発生した場合は, 市町村, 当該利用者の家族, 当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに, 必要な措置を講じていますか。また, 事故の状況や処置について記録していますか。	基準第74条: 第37条準用 (予防基準第74条: 第53条の10準用)	☐	☐	☐
	過去に事故が発生していない場合でも, 発生した場合に備えて, あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。 →過去1年間の事故事例 : (有 ・ 無)		☐	☐	☐
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。 →損害賠償保険への加入 : (有 ・ 無)		☐	☐	☐
	事故が生じた際には, 原因を解明し, 再発生を防ぐための対策を講じていますか。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
40 虐待の防止	虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、訪問看護事業所における虐待の防止に関する措置を講じていますか。 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために以下の事項を実施していますか。	基準第74条：第37条の2準用（予防基準第74条：第53条の10の2準用）	☐	☐	☐
	☐ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置（年1回以上） ☐ 虐待の防止のための指針の策定 ☐ 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施（年1回以上） ☐ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置		☐	☐	☐
	指針に盛り込むべき項目 ☐ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ☐ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ☐ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針 ☐ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ☐ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ☐ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ☐ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		☐	☐	☐
41 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問看護事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	基準第74条：第38条準用（予防基準第74条：第53条の11準用）	☐	☐	☐
42 記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準第73条の2（予防基準第73条） 基準条例第3条（基準条例第7条）	☐	☐	☐
	次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間（サービス提供記録は提供日から5年間）保存していますか。 ※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。 ①医師の指示書 ②訪問看護計画書 ③訪問看護報告書 ④利用者に提供した具体的なサービス内容等の記録 ⑤身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑥市町村への通知に係る記録 ⑦苦情の内容等の記録 ⑧事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		☐	☐	☐
43 変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を届け出していますか。	法第75条（法第115条の5） 施行規則第131条（施行規則第140条の22）	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
V 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」					
1 高齢者虐待の防止	事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	高齢者虐待防止法第5条	☐	☐	☐
	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	☐	☐	☐
	利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。		☐	☐	☐
	利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。		☐	☐	☐
	利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。		☐	☐	☐
	利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ていませんか。		☐	☐	☐
	高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	高齢者虐待防止法第20条	☐	☐	☐
VI 業務管理体制の整備					
1 業務管理体制の整備	1 事業者(法人)内で、法令遵守について職員に周知をしていますか。 また、どのように周知されていますか。 《周知方法: 》	法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40	☐	☐	☐
	① 法令遵守責任者の選任 【全ての法人】 事業者(法人)において、1人、法令遵守責任者を選任し、所管庁に届け出ていますか。 《法令遵守責任者の届出: 済・未済》 《所属・職名: 氏名: 》		☐	☐	☐
	② 法令遵守規程の整備 【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】 事業者(法人)において、法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知していますか。 また、規程の概要を所管庁に届け出ていますか。 《規程の概要の届出: 済・未済》		☐	☐	☐
	③ 業務執行の状況の監査 【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】 事業者(法人)において、業務執行の状況の監査を定期的に実施していますか。 また、監査の方法の概要を所管庁に届け出ていますか。 《監査の方法の概要の届出: 済・未済》		☐	☐	☐
	2 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。 また、事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。		☐	☐	☐
	3 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ていますか。 ※ 所管庁(届出先) ◎指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒厚生労働大臣 ◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒主たる事務所の所在地の都道府県知事 ◎すべての指定事業所等が堺市の区域に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課) ◎地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、すべての指定事業所が堺市内に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課) ◎上記以外の事業者 ⇒大阪府知事(福祉部高齢介護室介護事業者課)		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
Ⅶ 介護給付費関係					
1 基本的事項	訪問看護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。	算定基準別表の3イ、ロ、ハ	☐	☐	☐
	介護予防訪問看護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。	予防算定基準別表の2イ、ロ	☐	☐	☐
	訪問看護に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平12厚告19の二	☐	☐	☐
	介護予防訪問看護に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第94号の「厚生大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平18厚告127の二	☐	☐	☐
	1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平12厚告19の三 平18厚告127の三	☐	☐	☐
2 訪問看護費の算定 【訪問看護ステーション】及び【病院又は診療所】	通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料（診療報酬の算定方法〔平成20年厚生労働省告示第59号〕別表第一医科診療報酬点数表）の区分番号 I 012）及び精神科訪問看護基本療養費（訪問看護療養費に係る訪問看護の費用の額の算定方法〔平成20年厚生労働省告示第67号〕別表の区分番号01-2）に係る訪問看護の利用者を除く。）に対して、主治の医師の指示及び（介護予防）訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。 ※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護については、指定通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合であって、ケアマネジメントの結果、看護職員と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合に、訪問看護費を算定できるものである。	算定基準別表の3注1 留意事項第2-4(1) （予防算定基準別表の2注1） （予防留意事項第2-3(1)）	☐	☐	☐
3 訪問看護の所要時間について	「所要時間20分未満」を算定する場合は、次の要件を満たしていますか。 ①緊急時訪問看護加算の届出を提出している。 ②居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に、20分以上の保健師又は看護師による訪問看護が週1回以上含まれている。	留意事項第2-4(3) （予防留意事項第2-3(3)）	☐	☐	☐
4 訪問看護指示の有効期間について	訪問看護指示は有効期間内ですか。 ・訪問看護ステーションにあっては、主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内 ・医療機関にあっては、指示を行う医師の診療の日から1月以内 ・別の医療機関の医師から診療情報提供を受けて、訪問看護を実施した場合には、当該情報提供の基礎となる診療の日から1月以内	留意事項第2-4(2) （予防留意事項第2-3(2)）	☐	☐	☐
5 末期の悪性腫瘍の患者等の取扱いについて	末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等（利用者等告示第四号）の患者について、医療保険の給付の対象となりますが、訪問看護費を算定していませんか。	算定基準別表の3注1 留意事項第2-4(6) （予防算定基準別表の2注1） （予防留意事項第2-3(5)）	☐	☐	☐
6 精神科訪問看護・指導料等に係る訪問看護の利用者の取扱いについて	精神科訪問看護・指導料又は精神科訪問看護基本療養費の算定に係る医療保険による訪問看護の利用者については、医療保険の給付の対象となり、同一日に介護保険の訪問看護費を算定できませんが、算定していませんか。 また、利用者の状態が変化したことにより、月途中で医療保険と介護保険の訪問看護を変更することは可能ですが、恣意的に変更していませんか。	算定基準別表の3注1 留意事項第2-4(7) （予防算定基準別表の2注1） （予防留意事項第2-3(6)）	☐	☐	☐
7 居宅（介護予防）サービス計画上准看護師の訪問が予定されている場合に准看護師以外の看護師等により訪問看護が行われた場合の取扱い	居宅サービス計画上保健師又は看護師の訪問が予定されているところ、事業所の事情により准看護師が訪問看護を行った場合は、 <u>所定単位数の100分の90に相当する単位数</u> を算定していますか。（居宅サービス計画上准看護師の訪問が予定されているところ、保健師又は看護師が行った場合を含む。）	留意事項第2-4(8) （予防留意事項第2-3(7)）	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
8 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について	①理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけとなっていますか。 なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち業とすることができるとされている診療の補助行為（言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第42条第1項）に限ります。	算定基準別表の3注1 留意事項第2-4(4) （予防算定基準別表の2注1） （予防留意事項第2-3(4)）	☐	☐	☐
	②理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、1回当たり20分以上訪問看護を実施することとし、1人の利用者につき週に6回を限度として算定していますか。		☐	☐	☐
	③理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、1日2回を超えて（3回以上）行う場合には1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。（当該取扱い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連続して3回以上訪問看護を行った場合だけでなく、例えば午前中に2回、午後1回行った場合も、同様である。）		☐	☐	☐
	④理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護を提供している利用者については、毎回の訪問時において記録した訪問看護記録書等を用い、適切に訪問看護事業所の看護職員及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士間で利用者の状況、実施した内容を共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員（准看護師を除く）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携して作成していますか。 また、主治医に提出する計画書及び報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した内容も一体的に記載するものとし、報告書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付していますか。		☐	☐	☐
	⑤複数の訪問看護事業所から訪問看護を受けている利用者について、計画書及び報告書の作成に当たっては、当該複数の訪問看護事業所間において十分な連携を図った上で作成していますか。		☐	☐	☐
	⑥計画書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時（※）及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問（*）により利用者の状態の適切な評価を行っていますか。 ※過去2月間（暦月）において当該訪問後事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む）の提供を受けていない場合であって、新たに計画書を作成する場合をいう。 * 主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいう。		☐	☐	☐
9 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合【介】	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行い、かつ、施設基準（※）に適合する訪問看護事業所について、通院が困難な利用者に対して、その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護事業所の看護師等が、訪問看護を行った場合に、1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 ※連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の名称、住所その他必要な事項を届け出ている訪問看護事業所であること。 准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定していますか。	算定基準別表の3注2 留意事項第2-4(5) 施設基準・三	☐	☐	☐
	保健師、看護師又は准看護師が利用者（要介護状態区分が要介護5である者に限る）に対して訪問看護を行った場合に、1月につき800単位を所定単位数に加算していますか。		☐	☐	☐
	1人の利用者に対し、一の訪問看護事業所が訪問看護費を算定している場合に、別の訪問看護事業所において当該訪問看護費を算定していませんか。		☐	☐	☐
	訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として、緊急時訪問看護加算を届け出ていますか。		☐	☐	☐
			☐	☐	☐
10 高齢者虐待防止虐待措置未実施減算	事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、以下の基準のうち、ひとつでも満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	算定基準別表の3注3 留意事項第2-4(9) （予防算定基準別表の2注2） （予防留意事項第2-3(8)）	☐	☐	☐
	・ 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催している。		☐	☐	☐
	・ 高齢者虐待防止のための指針を整備している。		☐	☐	☐
	・ 高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施している。		☐	☐	☐
	・ 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いている。		☐	☐	☐
11 業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は利用者全員について業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	算定基準別表の3注4 留意事項第2-4(10) （予防算定基準別表の2注3） （予防留意事項第2-3(9)）	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
12 早朝・夜間・深夜加算	夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)に訪問看護を行った場合、所定単位数の100分の25を加算し、深夜(22:00～6:00)に訪問看護を行った場合、所定単位数の100分の50を加算していますか。 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合は算定不可。	算定基準別表の3注5 留意事項第2-4(11) (予防算定基準別表の2注4) (予防留意事項第2-3(10))	☐	☐	☐
13 複数名訪問加算	(1)複数名訪問加算(Ⅰ) 複数の看護師等が同時に1人の利用者に対して訪問看護を行ったときは、1回につき、以下の単位を加算していますか。 ①所要時間30分未満 254単位 ②所要時間30分以上 402単位 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合は算定不可。	算定基準別表の3注6 留意事項第2-4(12) (予防算定基準別表の2注5) (予防留意事項第2-3(11))	☐	☐	☐
	(2)複数名訪問加算(Ⅱ) 看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して訪問看護を行ったときは、1回につき、以下の単位を加算していますか。 ①所要時間30分未満 201単位 ②所要時間30分以上 317単位 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合は算定不可。		☐	☐	☐
	1人で看護を行うことが困難な場合(※)に、同時に複数の看護師等又は看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ていますか。 ※次のいずれかに該当するとき イ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難であると認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、上記イ又はロに準ずると認められる場合		☐	☐	☐
	看護補助者は訪問看護事業所に雇用されていますか。		☐	☐	☐
14 長時間訪問看護への加算	厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときは、1回につき300単位を加算していますか。 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合は算定不可。	算定基準別表の3注7 留意事項第2-4(13) 利用者等告示・六 (予防算定基準別表の2注6) (予防留意事項第2-3(12)) 利用者等告示・七十七	☐	☐	☐
15 同一敷地内建物等に居住する利用者への減算	(1)次のいずれかの利用者に対し、訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 イ 訪問看護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問看護事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」)に居住する利用者 ロ 訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物を除く。)の利用者	算定基準別表の3注8 留意事項第2-4(14) (予防算定基準別表の2注7) (予防留意事項第2-3(13))	☐	☐	☐
	(2)訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。		☐	☐	☐
16 特別地域訪問看護加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護事業所又はその一部として使用される事務所の看護師等が訪問看護を行った場合は、訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合は1回につき所定単位数の100分の15、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合は1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか。	算定基準別表の3注9 留意事項第2-4(15) (予防算定基準別表の2注8) (予防留意事項第2-3(14)) 平24厚告120号	☐	☐	☐
17 中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、施設基準に適合する訪問看護事業所又はその一部として使用される事務所の看護師等が訪問看護を行った場合は、訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合は1回につき所定単位数の100分の10、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合は1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算していますか。 ※1月当たりの延べ訪問回数が100回以下の事業所であること。	算定基準別表の3注10 留意事項第2-4(16) 施設基準・四 (予防算定基準別表の2注9) (予防留意事項第2-3(15)) 施設基準・七十一 平21厚告83号一	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
18 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて訪問看護を行った場合は、訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合は1回につき所定単位数の100分の5、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合は1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。	算定基準別表の3注11 留意事項第2-4(17) (予防算定基準別表の2注10) (予防留意事項第2-3(16)) 平21厚告83号二	☐	☐	☐
19 緊急時訪問看護加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、あらかじめ届け出た訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあり、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合又は訪問看護を担当する医療機関が利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時訪問看護加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない（併算定不可）。 ※ 緊急時訪問を行った場合は、当該訪問の所要時間に応じた訪問看護費を算定する。この場合、夜間・早朝・深夜の加算は算定されない。（ただし1月以内の2回目以降の算定は可。） (1) 緊急時（介護予防）訪問看護加算（Ⅰ） 指定（介護予防）訪問看護ステーションの場合 600単位 病院又は診療所の場合 325単位 (2) 緊急時（介護予防）訪問看護加算（Ⅱ） 指定（介護予防）訪問看護ステーションの場合 574単位 病院又は診療所の場合 315単位	算定基準別表の3注12 留意事項第2-4(18) (予防算定基準別表の2注11) (予防留意事項第2-3(17)) 大臣基準告示七 基準告示百三	☐	☐	☐
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応出来る体制にありますか。		☐	☐	☐
	※24時間連絡できる体制としては、当該訪問看護事業所以外の事業所又は従事者を経由するような連絡相談体制をとることや、訪問看護事業所以外の者が所有する電話を連絡先とすることは認められない。 また、緊急時訪問看護加算に係る連絡相談を担当する者は、原則として当該訪問看護事業所の保健師又は看護師とする。 24時間連絡体制とは上記※で示すとおりだが、次に掲げる事項のいずれにも該当し、利用者又は家族等からの連絡相談に支障がない体制を構築している場合には、当該訪問看護事業所の保健師又は看護師以外の職員に連絡相談を担当させても差し支えない。 ア 保健師又は看護師以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されていること。 イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること。 ウ 当該訪問看護事業所の管理者は、連絡相談を担当する保健師又は看護師以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること。 エ 保健師又は看護師以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告すること。 オ アからエまでについて、利用者及び家族等に説明し、同意を得ること。 カ 訪問看護事業者は、連絡相談を担当する保健師又は看護師以外の職員について届け出させること。		☐	☐	☐
	※アの「マニュアル」には、相談内容に応じた電話対応の方法及び流れ、利用者の体調や看護・ケアの方法など看護に関する意見を求められた場合の保健師又は看護師への連絡方法、連絡相談に関する記録方法、保健師又は看護師及び保健師又は看護師以外の職員の情報共有方法等を定めること。		☐	☐	☐
	また、ウの「保健師又は看護師以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること」とは、保健師又は看護師以外の職員の勤務日及び勤務時間を勤務時間割表として示し、保健師又は看護師へ明示すること。		☐	☐	☐
	訪問看護を受けようとする者に対して、上記体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認していますか。		☐	☐	☐
	※1人の利用者につき、1事業所のみ算定可		☐	☐	☐
	同月に、医療保険の「24時間連絡体制加算」及び「24時間対応体制加算」は算定されていませんか。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていますか。 次に掲げる項目のうち、次のア又はイを含むいずれか2項目以上を満たしていますか。				
	※下記の「夜間対応」とは、当該訪問看護事業所の運営規程に定める営業日及び営業時間以外における必要時の緊急訪問看護や、利用者や家族等からの連絡を受けて当該者への指導を行った場合とし、単に勤務時間割表等において営業日及び営業時間外の対応が割り振られているが夜間対応がなかった場合等は該当しない。また、翌日とは、営業日及び営業時間外の対応の終了時刻を含む日をいう。		☐	☐	☐
	ア 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保		☐	☐	☐
	イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続まで				
	※夜間対応の開始から終了までの一連の対応を1回として考える。なお、専ら夜間対応に従事する者は含まない。また、夜間対応と次の夜間対応との間に暦日の休日を挟んだ場合は、休日前までの連続して行う夜間対応の回数を数えることとするが、暦日の休日中に夜間対応が発生した場合には当該対応を1回と数えることとし、暦日の休日前までの夜間対応と合算して夜間対応の連続回数を数えること。		☐	☐	☐
	ウ 夜間対応後の暦日の休日確保		☐	☐	☐
	エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫		☐	☐	☐
	※単に従業者の希望に応じた夜間対応の調整をする場合等は該当しない。 オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減				
	※例えば、看護記録の音声入力、情報通信機器を用いた利用者の自宅等での電子カルテの入力、医療情報連携ネットワーク等のICTを用いた関係機関との利用者情報の共有、ICTやAIを活用した業務管理や職員間の情報共有等であって、業務負担軽減に資するものが想定される。なお、単に電子カルテ等を用いていることは該当しない。		☐	☐	☐
	カ 電話等による連絡および相談を担当する者に対する支援体制の確保		☐	☐	☐
	※例えば、24時間対応体制に係る連絡相談を担当する者からの対応方法等に係る相談を受けられる体制等が挙げられる。				
20 特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、利用者告示等で定める区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 特別管理加算（Ⅰ） 500単位 (2) 特別管理加算（Ⅱ） 250単位 1人の利用者につき、1事業所のみ算定していますか。	算定基準別表の3注13 留意事項第2-4(19) （予防算定基準別表の2注12） （予防留意事項第2-3(18)） 利用者等告示七 利用者等告示七十八	☐	☐	☐
特別管理加算（Ⅰ）	(1) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態（※イ）にある者に対して訪問看護を行っていますか。 ※イ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍科学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態		☐	☐	☐
特別管理加算（Ⅱ）	(2) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態の上記(1)以外に該当する状態（※ロ、ハ、ニ又はホ）にある者に対して訪問看護を行っていますか。 ※ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ニ 真皮を越える褥瘡の状態 ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
21 専門管理加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行った訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修（以下「特定行為研修」という。）を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、1月に1回限り、専門管理加算として、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数のいずれかを所定単位数に加算していますか。	算定基準別表の3注14 留意事項第2-4(20) （予防算定基準別表の2注13） （予防留意事項第2-3(19)） 大臣基準告示七の二 基準告示百三の二	☐	☐	☐
	イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が定期的（月1回以上）に訪問看護を行うとともに、計画的な管理を行った場合 ・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている場合 ・真皮を越える褥瘡の状態にある利用者 ・人工肛門又は人工膀胱を増設している者で管理が困難な利用者		☐	☐	☐
	ロ 保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において、同項第1号に規定する特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師が定期的（月1回以上）に訪問看護を行うとともに、計画的な管理を行った場合 ・診療報酬における手順書加算を算定する利用者 ※対象の特定行為…気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正		☐	☐	☐
22 ターミナルケア加算【介】	在宅で死亡した利用者に対して、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、あらかじめ届け出た事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対しては1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）には、当該者の死亡月につき2,500単位を加算していますか。	算定基準別表の3注15 留意事項第2-4(21) 大臣基準告示八 利用者等告示八	☐	☐	☐
	ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していますか。		☐	☐	☐
	主治医との連携の下、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていますか。 （訪問看護記録書に記録する項目） ・終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録 ・療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録 ・看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録		☐	☐	☐
	1人の利用者につき、1事業所のみ算定していますか。		☐	☐	☐
	同月に、医療保険の「訪問看護ターミナルケア療養費」及び訪問看護・指導料における「在宅ターミナルケア加算」は算定していませんか。		☐	☐	☐
23 遠隔死亡診断補助加算【介】	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行った訪問看護事業所の情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号C001の注8（医科診療報酬点数表の区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合（特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く）を含む。）に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。）について、その主治の医師の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、当該利用者の死亡月につき150単位を所定単位数に加算していますか。	算定基準別表の3注16 留意事項第2-4(22) 大臣基準告示八の二 平24厚告120号	☐	☐	☐
	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていますか。		☐	☐	☐
24 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い	訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合で主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が利用者が急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限り訪問看護費を算定していませんか。	算定基準別表の3注17 留意事項第2-4(23) （予防算定基準別表の2注14） （予防留意事項第2-3(20)）	☐	☐	☐
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合で主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が利用者が急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、当該指示の日数に応じて、1日につき97単位を減算していますか。	算定基準別表の3注18 留意事項第2-4(23)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
25 サービス種類相互の算定関係	利用者が(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護若しくは(介護予防)特定施設入居者生活介護又は(一般型)定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、(介護予防)訪問看護費を算定していませんか。 ※厚生労働大臣が定める状態にある利用者又は主治医が退所・退院した日に(介護予防)訪問看護が必要であると認める利用者に限り、(介護予防)訪問看護費の算定ができる。	算定基準別表の3注19 留意事項第2-4(24) (予防算定基準別表の2注15) (予防留意事項第2-3(21)) 利用者等告示第六 利用者等告示第七十七	☐	☐	☐
26 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問に関する減算	次に掲げる事項に該当する訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算していますか。 ①当該事業所における前年の4月から当該年の3月までの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合 ②①の場合であっても、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していない場合	算定基準別表の3注19 留意事項第2-4(8) (予防算定基準別表の2注16) (予防留意事項第2-3(4)⑧) 施設基準・四の二 施設基準・七十の二	☐	☐	☐
27 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合	利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という）による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士等が介護予防訪問看護を行う場合であって上記26（理学療法士等による訪問に関する減算）を算定しているときは、1回につき15単位を所定単位数から減算し、上記26を算定していないときは、1回につき5単位を所定単位数から減算していますか。	(予防算定基準別表の2注17) (予防留意事項第2-3(22))	☐	☐	☐
28 初回加算(Ⅰ)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院または退所した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合は、1月につき350単位を加算していますか。	算定基準別表の3二注 留意事項第2-4(25) (予防算定基準別表の2ハ注)	☐	☐	☐
初回加算(Ⅱ)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を行った場合は、1月につき300単位を加算していますか。	(予防算定基準別表の2ハ注)	☐	☐	☐
初回加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通	過去2月間(暦月)において、医療保険又は介護保険の訪問看護サービスを利用していませんか。	(予防留意事項第2-3(23))	☐	☐	☐
	初回加算(Ⅰ)と初回加算(Ⅱ)のうち、いずれか一方のみを算定していますか。(併算定不可)		☐	☐	☐
	退院時共同指導加算を算定していませんか。(初回加算との併算定不可)		☐	☐	☐
29 退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者は2回)に限り、600単位を加算していますか。 ※テレビ電話装置等を活用する場合は当該者又はその看護に当たる者の同意を得ること。また、指導の内容を訪問看護記録書に記載すること。 1人の利用者につき、1事業所のみ算定していますか。	算定基準別表の3木注 留意事項第2-4(26) (予防算定基準別表の2二注) (予防留意事項第2-3(24))	☐	☐	☐
	初回加算を算定していませんか。		☐	☐	☐
			☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
30 看護・介護職員 連携強化加算 【介】	指定(介護予防)訪問看護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録又は同法附則第20条第1項の登録を受けた指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が利用者に対し社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養)に掲げる医師の指示の下に行われる行為を円滑に行うための支援を行った場合、1月に1回に限り250単位を加算していますか。 訪問介護員等と同行訪問した場合や、会議に出席した場合は、その内容を(介護予防)訪問看護記録書に記録していますか。 同行訪問又は会議へ出席した日の属する月の初日の(介護予防)訪問看護実施日に算定する。	算定基準別表の3へ注 留意事項第2-4(27)	☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐
31 看護体制強化 加算(Ⅰ)・看護 体制強化加算 (介護予防)	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、あらかじめ届け出た訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合は、1月につき550単位(介護予防訪問看護の場合は、1月につき100単位)を加算していますか。 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合は算定不可。 (1)算定日が属する月の前6月間において、訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上と なっていますか。 (2)算定日が属する月の前6月間において、訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上となっ ていますか。 (3)算定日が属する月の前12月間において、訪問看護事業所におけるターミナル ケア加算を算定した利用者が5名以上となっていますか。 (4)当該事業所において訪問看護の提供にあたる従業者の総数のうち、保健師、看 護師又は准看護師の占める割合が100分の60以上となっていますか。 ※ただし、訪問看護事業所が介護予防訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ 訪問看護の事業と介護予防訪問看護の事業が同一の事業所において一体的に運 営されている場合における当該割合の算定は、訪問看護を提供する従業者と介護 予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるも のとする。 訪問看護ステーション以外である訪問看護事業所にあつては、(1)～(3)のいずれ にも(介護予防の場合は(1)(2)のいずれにも)適合していますか。	算定基準別表 の3ト注 留意事項第2-4(28) (予防算定基 準別表の2ホ 注) (予防留意事 項第2-3(25)) 大臣基準告示 九 大臣基準告示 百四	☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐
看護体制強化 加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとしてあらかじめ届け出た訪問 看護事業所が、医療ニーズの高い利用者(要介護者に限る)への訪問看護の提供体 制を強化した場合は、1月につき200単位を加算していますか。 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合は算 定不可。 算定日が属する月の前6月間において、訪問看護事業所における利用者の総数の うち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上と なっていますか。 算定日が属する月の前6月間において、訪問看護事業所における利用者の総数の うち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上となってい ますか。 当該事業所において訪問看護の提供にあたる従業者の総数のうち、保健師、看護 師又は准看護師の占める割合が100分の60以上となっていますか。 ※ただし、訪問看護事業所が介護予防訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ 訪問看護の事業と介護予防訪問看護の事業が同一の事業所において一体的に運 営されている場合における当該割合の算定は、訪問看護を提供する従業者と介護 予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるも のとする。		☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
32 口腔連携強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を加算していますか。	算定基準別表の3チ注 留意事項第2-4(29) (予防算定基準別表の2へ注) (予防留意事項第2-3(26)) 大臣基準告示・九の二 大臣基準告示・百四の二	☐	☐	☐
	大臣基準告示に定める次のいずれにも適合していますか。 イ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていますか。		☐	☐	☐
	ロ 次の(1)～(3)に該当する場合は口腔連携強化加算を算定できません。該当していませんか。 (1) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合 (2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定している場合 (3) 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定している場合		☐	☐	☐
	※① 口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。		☐	☐	☐
	※② 口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関（以下「連携歯科医療機関」という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談すること。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えない。		☐	☐	☐
	※③ 口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式6（口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価及び情報提供書）等により提供すること。		☐	☐	☐
	※④ 歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行うこと。		☐	☐	☐
	※⑤ 口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行うこと。ただし、ト及びチについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限り評価を行うこと。 イ 開口の状態 ロ 歯の汚れの有無 ハ 舌の汚れの有無 ニ 歯肉の腫れ、出血の有無 ホ 左右両方の奥歯のかみ合わせの状態 ヘ むせの有無 ト ぶくぶくうがいの状態 チ 食物のため込み、残留の有無		☐	☐	☐
	※⑥ 口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）及び「入院（所）中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」（令和6年3月日本歯科医学会）等を参考にすること。		☐	☐	☐
	※⑦ 口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講ずること。		☐	☐	☐
	※⑧ 口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施すること。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
33 サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、あらかじめ届け出た事業所が、利用者に對し指定(介護予防)訪問看護を行った場合は、指定(介護予防)訪問看護事業所、病院又は診療所の場合については1回につき以下の所定単位数を加算していますか。 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6単位 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3単位 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合については1月につき以下の所定単位数を加算していますか。 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 50単位 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 25単位	算定基準別表の3リ注 留意事項第2-4(30) (予防算定基準別表の2ト注) (予防留意事項第2-3(27)) 大臣基準告示・十	☐	☐	☐
※いずれにも適合すること	事業所の全ての看護師等ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施又は実施を予定していますか。 ※個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画策定が必要。		☐	☐	☐
	利用者に關する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項第の伝達又は事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的(おおむね1月に1回以上)に開催していますか。(会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)		☐	☐	☐
	事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的(少なくとも1年以内ごとに1回以上)に実施していますか。		☐	☐	☐
サービス提供体制強化加算Ⅰ	事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上となっていますか。		☐	☐	☐
サービス提供体制強化加算Ⅱ	事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上となっていますか。		☐	☐	☐
※勤続年数について	勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。				

法：介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

施行規則：介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)

基準条例：堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に關する基準を定める条例(平成24年12月14日条例第58号)

基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)

予防基準：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)

解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に關する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

算定基準：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に關する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

予防算定基準：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に關する基準(平成18年3月14日厚生労働省令告示第127号)

留意事項：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に關する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に關する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

予防留意事項：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に關する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)